

平成30年度第5回総会（月例）議事録

日 時	平成30年8月28日（火） 午前10時開会
場 所	市役所本館2階 講堂
出席委員 (19名)	上入來 幸一（会長） 有村 伊智博 岩元 節朗 園山 一則 弟子丸 宗一 永尾 寛 中村 秀彦 外園 義興 堀之内 薫 脇田 サトエ 松下 清美（会長代理） 上四元 正昭 飯屋 幸孝 堂免 修 豊留 辰男 鳩宿 隆雄 福永 大悟 村山 利清 横峯 明人
欠席委員 (0名)	
事務局	事務局長 馬場 主 幹 榑 支局主任 大小田、小山田、下野、吉永、中村、溝川、今吉、濱畑、引地 専門員 栗須、矢崎、山本、有田 主 査 内村、取違、大久保、二俣、原口、水盛 主 任 鮫島
農政総務課	主 査 浜田
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更申請に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 6 非農地認定に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 9 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 10 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（環境衛生課）から照会のあった農地等の現況について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農用地利用配分計画に関する報告の集計について

議

長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第5回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。

次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、園山委員、中村委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～4 ページ 5 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、吉野、17 番委員お願いします。</p>
17 番委員	<p>ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：相手要望、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、14 番委員お願いします。</p>
14 番委員	<p>ご報告します。 番号 2 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10 番委員お願いします。</p>
10 番委員	<p>ご報告します。 番号 3 号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 番号 4 号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、18 番委員お願いします。</p>
18 番委員	<p>ご報告します。 番号 5 号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16 番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16 番委員どうぞ。</p>

1 6 番 委 員	<p>3条許可に関する直接の質問ではないのですが、55ページ以下の「報告事項5 農用地利用配分計画」と農地法第3条の議案書を比較したうえで質問します。</p> <p>まず配分計画書においては、3条調査書の添付は必要ないのかお答えください。次に、配分計画については「新規就農者」の記載がありますが、農業委員会での審査は行わなくてよいのでしょうか。さらに、配分計画による権利設定について農地法第3条許可は必要ないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理機構が利用権設定を行った後、耕作者に転貸を行うものです。中間管理機構は中間管理法に基づき権利設定を行うことから、農地法第3条第2項に各号に定める要件、つまり3条調査書は適用されません。</p> <p>また新規就農者への貸し付けは、中間管理法に基づき市町村及び農業委員会でマッチング作業を行った後、配分計画案を中間管理機構へ提出します。提出した配分計画は県の認可を経て貸付となりますので、県が審査を行うものでございます。最後に、中間管理法第18条第5項の規定による公告を行った農用地利用配分計画に基づき、賃貸借又は使用貸借が設定された場合については、農地法第3条の許可は不要である旨、同条第1項第7の2号に規定されています。</p>
1 6 番 委 員	<p>ただいまご説明をいただきましたが、やはり中間管理機構の配分計画について、農業委員会が何らかの関与をすることが必要と思うのですが。</p>
事 務 局	<p>配分計画として報告している案件につきましては、まず中間管理機構が土地所有者との間で利用権の設定を行う必要があるため、従前の総会にて「農用地利用集積計画調書」として議案提出しています。25ページの番号3が一例でございますが、これは中間管理機構が中間管理法等に基づき、配分計画を実施することを前提に利用権設定を行う予定であるがよろしいか、との趣旨で審議しています。よって配分計画の農地については、利用権設定の議案の際既に農業委員会で審査・関与していると言えます。</p>
1 6 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」5件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 2. 農地転用事業計画変更に関する件 5 ページ 1 件	
議 長	<p>次に、議題 2. 「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題 3. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」松元の番号 1 及び議題 4. 「農地法第 5 条許可申請に関する件」松元の番号 20 号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思ひます。</p> <p>それでは、松元、15 番委員お祈ひします。</p>
15 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、許可日：平成 30 年 2 月 28 日、許可番号：農委第 2985-24 号、権利の種別：農地法第 5 条事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画：宅地分譲（11 区画）、変更前の事業計画：宅地分譲（1 区画）。住宅需要が見込めるため、別件 5 条番号 20 号と一体利用する。別件 4 条番号 1 同時申請。</p> <p>続きまして 4 条許可申請調書は 6 ページです。</p> <p>番号 1 号、転用目的・施設等：宅地分譲、宅地分譲 2，126.00㎡、通路等 831.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…水路、西…水路、河川管理道路、南…他人田、北…宅地、他人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>続きまして 5 条許可申請調書は 13 ページです。</p> <p>番号 20 号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：宅地分譲、宅地分譲 2，126.00㎡、通路等 831.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…水路、西…水路、河川管理道路、南…他人田、北…宅地、他人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所西側に隣接する第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。付近には県道 24 号線が通っており、近隣には駅や小学校、病院などがあり、交通の便も良い場所にあります。</p> <p>申請人は、周辺で不動産業を営む法人で、申請地を取得し宅地分譲 11 区画を造成・販売する計画です。</p> <p>申請人は、2888 番 1 を平成 30 年 2 月 28 日付けで宅地分譲 1 区画として 5 条許可を受けましたが、隣接地の所有者から買い取って欲しいとの要望があり、1 区画から 11 区画へ事業計画を変更することになったものです。</p> <p>許可済である 2888 番 1 の土地については、既に所有権移転がなされていたため、事業計画変更と 4 条許可申請を行い、隣接する 5 筆の土地については一体利用し、5 条許可申請を行うものです。</p> <p>宅地の通路の入り口は、東側の水路から計画をしており、現在農地整備課と協議中です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条番号1号及び第5条番号20号の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>6ページの4条許可ですが、5条申請地と一体利用することについては、5ページの事業計画変更申請調書で判断できます。4条許可申請地は既に転用許可を受けていることもあり、申請自体不要なのではないかと思いますがどうでしょうか。</p>
事 務 局	<p>今回の4条申請地は、従前の許可申請の際は宅地造成等規制法の協議対象外であったため、同法の審査は行いませんでした。しかし、今回の事業計画変更に伴い一体利用地とともに同法の規制対象となったため、改めて審査する必要が出てきたものです。</p>
16番委員	<p>このような場合に関して、審査を行う根拠はあるのですか。</p>
事 務 局	<p>ただいまの件について補足説明します。4条申請地については、従前の許可審議の際、土地利用調整課から宅地造成等規制法の規制対象外であるとの見解を得ており同法に関する審査は不要でした。今回の申請により、別件5条申請地と一体的な造成が計画されていますが、このことによって関係する4条及び5条申請地は同法の規制対象となったものです。農地転用許可の一般基準の中には、「申請に係る転用事業の実施に際し、法令により義務付けられている行政庁の協議が完了するまでは許可できない。」旨、農地法施行規則第47条及び57条に規定がございます。今回の4条申請地は、別件5条申請地と一体利用を行おうとする場合、当該規定に係る審査を改めて行う必要があるため、今回議案となったものです。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号1及び議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号20号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 6ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」の1件ですが、先程、議題2と併せて審議が終了しております。</p>
<p>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 7ページ～14ページ 21件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど松元の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の20件について審議していただきたいと思います。</p> <p>まず、谷山、9番委員をお願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：発電施設、太陽光発電1,441.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…水路、西…他人田、県道、南…他人田、北…県道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、谷山支所から北西へ約6.0kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設を設置するため転用を行うもので、発電施設の規模としては、太陽光パネル288枚、発電出力49.5kWで、約10世帯分の年間消費電力に相当するものです。</p> <p>なお、平成30年6月に九州経済産業局より発電設備認定通知を受けており、また九州電力からの「工事負担金の請求書」についても、平成29年12月に支払いを完了していることを確認しております。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟58.29㎡、庭敷地等245.71㎡、東・北…里道、西・南…雑種地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号3号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟52.17㎡、庭敷地等155.83㎡、東・北…宅地、西…貸人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場256.00㎡、東…県道、西…別件5条申請地、南…山林、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟105.59㎡、庭敷地等371.41㎡、東…別件5条申請地、西…他人畑、山林、南…山林、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号6号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟99.37㎡、庭敷地等236.63㎡、東…他人畑、西…宅地、南…貸人畑、北…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>雨水処理については、貸人が所有する北側の私道に排水管を埋設し、市道側溝に接続放流するものであり、私道の通行・利用について承諾書が添付されております。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場87.00㎡、東・北…市道、西…雑種地、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟114.68㎡、庭敷地等287.32㎡、東…宅地、西・北…渡人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟130.86㎡、庭敷地315.14㎡、東…貸人畑、西…貸人畑、他人畑、南…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟114.29㎡、庭敷地201.54㎡、東…市道、西・北…宅地、南…山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>ただいまの番号10につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、都市計画法に規定されている「風致地区」のうち、寺山風致地区の区域内にあります。</p> <p>「風致地区」とは、都市の風致を維持するために定められた地区で、緑豊かで良好な都市の風致が保全された地区でありまして、地区内には、寺山公園、吉野公園、市立少年自然の家があります。</p> <p>この風致地区において、建物の建築を行う場合には、周辺の風致を維持するために、植栽等を行って、緑地部分の割合を20%以上確保することになっており、申請人はこの基準も満たしているところでございます。</p> <p>番号11号、賃借権、設定、資材置場、資材置場772.00㎡、東…宅地、貸人畑、西・南…宅地、水路、北…別件5条申請地、市道、境界…ブロック積、雨水…水路放流。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟47.56㎡、倉庫1棟11.43㎡、庭敷地等437.01㎡、東…宅地、北…市道、西・南…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉田、14番委員お願いします。

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟59.62㎡、庭敷地等340.38㎡、東…渡人田、西…宅地、南…農道、他人田、北…水路、他人田、境界…土留、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地は、支所から北東に約2.5kmに位置し、申請地は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当する「第1種農地」です。申請人は、市内で貸家住まいをしている会社員で、今回、申請地を父から使用貸借により借り受け、自己居住用の住宅1棟を建築するものです。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として許可することはできませんが、申請施設は不許可の例外である農地法施行規則第33条第4項に規定する「集落接続施設」に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>番号14号、所有権移転、贈与、資材置場、資材置場766.00㎡、東…水路、西…農道、他人田、南…他人田、北…宅地、境界…土留、雨水…水路放流。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、支所から北東に約3kmに位置し、申請地は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当する「第1種農地」です。申請人は、市内で土木業を営んでおり、今回、申請地を譲り受け資材置場にするものです。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として許可することはできませんが、申請施設は不許可の例外である農地法施行規則第33条第4項に規定する「集落接続施設」に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、2番委員お願いします。
2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、所有権移転、贈与、畜舎、牛舎2棟688.90㎡、堆肥舎1棟84.00㎡、転回場1, 313.00㎡、東・西・南…他人畑、北…他人畑、里道、境界…土留、雨水…自然流下、汚水…搬出。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は桜島支所から東へ約2.3kmに位置し、農地の区分は農用地区域内農地に該当します。</p> <p>平成17年に譲渡人である父親が転用許可を受け、畜舎を建築し、畜産業を営んでおりましたが、今回息子である譲受人に畜産業を引き継ぐにあたり、地目変更登記が未了であったため今回の申請に至ったものであります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟117.18㎡、庭敷地等301.82㎡、東…別件5条申請地、他人畑、西…水路、南…宅地、北…他人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、通路、通路120.00㎡、東…市道、西…別件5条申請地、南…宅地、北…他人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟69.56㎡、庭敷地等422.44㎡、東…他人畑、西・南…里道、北…農道、水路、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号19号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟134.98㎡、庭敷地等439.02㎡、東…私道、他人畑、西・北…他人畑、南…原野、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>転用する面積は、574.00㎡になっておりますが、地形的に東側が崖地等に面していることから、崖地規制により実際に使用できる有効面積は436.88㎡になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号21号、所有権移転、売買、通路、通路425.00㎡、東…市道、西…山林、南…渡人畑、他人畑、山林、北…渡人畑、山林、境界…土留、雨水…水路放流。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ約4kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。雨水については水路放流を計画しており、これは申請地の西側にある山林側の側溝を経由して水路へ放流するものです。</p> <p>また、申請地の一部は許可を受けずに、すでに舗装していることから、今回始末書添付の上申請されたものです。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号15号は農用地区域内農地、13、14号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目直しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>10ページに1種10ha以上という農地がありますが、転用について、農業振興地域整備計画の除外については、その農用地区域の周辺部という時、許可をするわけですが、この1種10ha以上の場合、農用地と同じ周辺部とかいう許可基準があるのかどうかを教えてください。</p>
事 務 局	<p>只今ご質問の周辺部につきましては、農用地の除外の場合に周辺部かどうか判断するのでございまして、この用途区分変更の場合は、今回の場合は農業用施設ということで、これは周辺部に限らず、用途変更が認められるものと解釈しております。</p>
16番委員	<p>周辺部でなくても、どこでもいいのですか。</p>
事 務 局	<p>この用途区分変更につきましては、農政総務課の方が窓口となっております。どこでもいいとかいうのではないものでございまして、除外・用途区分変更にあたっては、担当する農政総務課の方に相談した上で、そちらの方で、指導助言するものでございます。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」20件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農地区分が農用地区域内農地である番号15、第1種である番号13、14号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題 5. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件 15 ページ 2 件	
議 長	<p>次に、議題 5. 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>松元地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題 5. 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件、2 件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題 6. 非農地認定に関する件 16 ページ～19 ページ 10 件	
議 長	<p>次に、議題 6. 「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本庁、16 番委員お願いします。</p>
16 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、調査結果：住家 1 棟、車庫 1 棟、46 年経過、現況宅地。以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、9 番委員お願いします。</p>
9 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 2 号、調査結果：雌竹・雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。</p> <p>番号 3 号、調査結果：9424-2：住家 1 棟、倉庫 1 棟、69 年経過、現況宅地。9431-2：庭敷地等として 69 年経過、現況宅地。</p> <p>番号 4 号、調査結果：倉庫 1 棟、30 年経過、現況宅地。以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、4 番委員お願いします。</p>
4 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 5 号、調査結果：住家 1 棟、34 年経過、現況宅地。</p> <p>番号 6 号、調査結果：住家 1 棟、46 年経過、現況宅地。以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、17 番委員お願いします。</p>

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：住家1棟、10年経過、現況宅地。</p> <p>番号8号、調査結果：コサン竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号9号、調査結果：900, 903：唐竹・孟宗竹・雑木竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。906-2：倉庫1棟、35年経過、現況宅地。</p> <p>番号10号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」10件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農用地利用集積計画に関する件 20ページ～35ページ 42件</p>	
議長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、ご説明申し上げます。 20ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成30年8月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権21件19,781.00㎡、うち新規19件18,902.00㎡、賃借権21件28,076.00㎡、うち新規20件27,193.00㎡、合計42件47,857.00㎡、うち新規39件49,095.00㎡となっております。</p> <p>次に21ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が14件、5年が4件、5年から10年未満が2件、11年以上が1件となっております。</p> <p>次に22ページをお願いします。</p> <p>これは、20ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が10件、5年が8件、3年が2件、1年から3年未満が1件となっております。</p> <p>次に23ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権28筆、賃借権29筆、計57筆。面積は、田6,250.00㎡、畑41,607.00㎡、計47,857.00㎡うち更新分は、1,762.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は42人。うち更新分は3人となっております。</p> <p>次に24ページから35ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件	
別冊資料 2 1 件	
議 長	次に、議題 8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、吉野、17 番委員お願いします。
17 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、一般住宅 4. 現況、申出地は、川上町原ノ園地区にあり、吉野支所から北へ約 2.3 km に位置し、東側は雑種地、西側は市道、南・北側は渡人畑に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	次に、吉田、14 番委員お願いします。
14 番 委 員	ご報告します。6 ページです。 3. 変更後の用途、駐車場 4. 現況、申出地は、宮之原町宮西地区にあり、吉田支所から南へ約 4.5 km に位置し、東・南側は山林、西側は河川、北側は他人田、山林に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 次に、10 ページです。 3. 変更後の用途、携帯電話基地局 4. 現況、申出地は、西佐多町船ヶ平地区にあり、吉田支所から北西へ約 3.5 km に位置し、東・南・北側は渡人田、西側は農道に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	次に、喜入、10 番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。14ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町浜田地区にあり、喜入支所から北西へ約5.1kmに位置し、東・南・北側は他人畑、西側は市道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。18ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約2.5kmに位置し、東側は市道、西・北側は他人畑、南側は渡人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	6ページ申請番号2ですが、申出人のこの会社は、どういう仕事をする会社ですか。
農政総務課	こちらの会社につきましては、食鶏関係の加工の会社になります。
16番委員	<p>わかりました。</p> <p>17ページの申出地は、農用地区域内の中にあるというふうに見えるのですが、これは、どういうことで外周部ということになりますか。</p>

農政総務課	原則としては、農用地の外周部から除外するのが一般的な考え方なのですが、この農地については、点で外周部に接しているだけで、実質中抜け地のような形にあたりますが、仮に1種農地の場合は、集落接続施設の3戸練たんに該当するような場所でもあって、少数の住宅の集団が散在している場合は、集落が活力を維持していくためにも、中抜け地にあたる場合でも、総合的に判断して、除外の見込みがあると考えているところです。
16番委員	これは、当然農業会議にまわるのですか。
議長	まわります。
16番委員	わかりました。
7番委員	10ページの番号3の携帯電話基地局ですが、2.25㎡となっていますが、これで基地局が建ちますか。フェンスとか建てると思うので、この面積では建たないと思います。
14番委員	農地にかかる部分が2.25㎡ということではないですか。
農政総務課	2.25㎡の面積については、鉄塔部分だけの面積で、業者から申出ができております。
7番委員	農地だけでこの面積では、鉄塔は建てられないので、先程あったとおり、隣に雑種地等があって、建てるのであれば理解できます。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」5件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題9. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 別冊資料3 85件	
議長	次に、議題9.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料3です。 まず、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>調査筆数：17筆、現況確認日：平成30年7月19日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。3ページです。</p> <p>調査筆数：10筆、現況確認日：平成30年7月24日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、コサン竹・ゴキ竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。4ページです。</p> <p>調査筆数：3筆、現況確認日：平成30年7月13日、農地・非農地の判断結果：杉、唐竹・孟宗竹自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、東桜島、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：平成30年7月12日、農地・非農地の判断結果：檜、雑木自然繁茂、現況山林により非農地すべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：5筆、現況確認日：平成30年8月16日、農地・非農地の判断結果：杉、ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、2番委員お願いします。

2 番 委 員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：10筆、現況確認日：平成30年7月12日、農地・非農地の判断結果：9筆が唐竹、雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が不耕作で農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10 番 委 員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：20筆、現況確認日：平成30年7月25日、農地・非農地の判断結果：杉、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
15 番 委 員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：5筆、現況確認日：平成30年7月24日、農地・非農地の判断結果：杉、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、18番委員お願いします。
18 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：9筆、現況確認日：平成30年7月24日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、コサン竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」85件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>
議題10. 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について 別冊資料4	
議 長	<p>次に、議題10.「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>議題10「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>第4回総会で、協議・決定していただいた提出意見について運営連絡会と事務局で内容を整理させていただきましたので、ご説明いたします。</p> <p>1 ページをお開きください。</p> <p>今回の意見は、「有害鳥獣被害対策について」の他3件の計4件となっております。</p> <p>4件とも前年に引き続いての意見でございますが、新たな部分について、下線を付けてありますので、その部分を、読み上げさせていただきます。</p> <p>3 ページをお願いいたします。</p> <p>2 「農道・里道・水路及び圃場の整備及び維持管理について」の(4)「水田としては、耕作困難である農地を盛土等を行い畑として転換できれば、利用価値も増え農地を守ることもできるが、農地利用の変更には多大な工事費を必要とすることから、農地利用変更に伴う工事費への市からの助成金等を検討していただきたい」</p> <p>次に、4 ページの3 「活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る償却資産税の減免とビニールハウス資材等の補助について」の(2)「硬質ハウス等の新規施設については、農業経営が安定するまで一定期間の納税猶予にしていただきたい」</p> <p>次に、4 「将来の農業を担う農業後継者等の確保について」の(2)「定年帰農者等への働きかけや研修制度の創設をお願いしたい」と(3)「農家の労働力を確保するために、農作業受託の促進に努めていただきたい」となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>この意見の提出については、先月の総会で十分練っていただいて、この4点に決定し、運営連絡会と事務局でまた協議してこのような内容になったわけでございます。これで進めたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題10「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、原案どおり決定します。なお、提出にあたっては、再度文言等を運営連絡会で協議していただいて、最終のものとしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 36ページ～40ページ 5件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	報告します。36ページです。 照会日：平成30年8月6日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年8月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9番委員	報告します。37ページです。 照会日：平成30年7月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整 区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年7月31日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	報告します。38ページです。 照会日：平成30年8月7日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定 めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年8月21日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	報告します。39ページです。 照会日：平成30年7月24日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の 定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年8月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、40ページです。 照会日：平成30年7月24日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の 定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年8月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。

2. 鹿児島市長（環境衛生課）から照会のあった農地等の現況について 41ページ 1件	
議 長	次に、報告事項2「鹿児島市長（環境衛生課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	報告します。41ページです。 照会日：平成30年7月25日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年8月2日 鹿児島市長へ報告済。 以上です。
3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 42ページ～43ページ 9件	
議 長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	42ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は9件です。 登記地目別では、田7筆、4,076.00㎡、畑20筆、9,097.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が9件。権利の種別は、所有権が9件。農業委員会によるあっせん等は、無が9件となっております。 43ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 44ページ～54ページ 38件	
事 務 局	45ページをお開きください。 報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は、多い順に一般住宅が2件、共同住宅、店舗等が各1件、合計4件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が24件、共同住宅、その他が各3件、店舗等が2件、駐車場、資材置場が各1件、合計34件となっております。 45ページから46ページは、4条関係4件、47ページから54ページは、5条関係34件の内容です。お目通しをお願いいたします。

5. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 55ページ～56ページ 4件	
事 務 局	<p>55ページ「報告事項5」をお願いします。</p> <p>平成30年7月27日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、平成30年8月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>使用貸借権1件3筆2, 569.00㎡、賃借権3件3筆4, 513.00㎡となっております。始期は平成30年8月1日からになります。</p> <p>今回の分は、6月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>56ページは先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時10分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>・平成30年度第6回総会（月例）開催日時は、 9月28日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>総会終了後、かごしま農業委員会だより第1回編集会議を開催いたします。 編集委員の方は、みなと大通り別館4階の農業委員室へお集まりいただきますようをお願いいたします。</p>

事務局	<p>今年度の県外視察研修についてご説明いたします。</p> <p>「平成30年度 農業委員会県外視察研修について」の資料をご覧ください。</p> <p>1 日程ですが、これまでも合同委員会等でお知らせしておりますとおり、11月7日（水）から11月9日（金）までの3日間を予定しています。</p> <p>2 研修内容は、遊休農地対策や担い手への支援及び農業委員会活動についての意見交換など並びに農業公園等の現地視察を考えております。</p> <p>3 参加人員は、運営連絡会委員1名を含む農業委員6名、農地利用最適化推進委員6名、事務局職員2名の計14名です。</p> <p>今年度の派遣対象者につきましては、裏面の「年度別県外視察研修参加者」をご確認ください。</p> <p>全ての委員の方が、3年間の任期のうち、1回は、参加いただけるよう計画してきております。</p> <p>今年度は、任期の最終年度ということで派遣対象の方が決まっておりますが、体調等の都合ややむを得ない事情により参加が難しい場合は、同地区内で代理者を選んでいただきますようお願いいたします。</p> <p>4 視察候補地は、愛知県の豊橋市農業委員会、碧南市農業委員会、静岡県の袋井市農業委員会から2か所と、東海地方の農業公園や農産物直売所を考えております。</p> <p>5 説明会については、10月の総会終了後に開催し、注意事項の説明や研修報告者を決めていただきます。</p> <p>6 研修報告は、12月の合同委員会で行っていただきます。</p> <p>その他、急きょ参加が困難となった場合は、原則、当該委員による代理者への依頼か、同地区内での対応をお願いいたします。</p> <p>なお、参加者については、9月の各地区推進協議会で確認のうえ、各支局から事務局への報告をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
15番委員	<p>全国農業新聞の記事についてお願いがございます。私が鹿児島市の記事担当なのですが、どうしても私が書くと、松元地区のことになってしまいます。今度10月が鹿児島市の担当なので、何かいい記事がございますでしょうか。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前11時15分）</p>